

「海技免状・小型船舶操縦免許証等の弾力的な運用について」

1. 弾力措置の期間及び対象

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許申請、更新申請、再交付申請又は海技試験の受験申請のうち、当該申請を行うことができなかったことについて、やむを得ない事情があるものについて、当分の間、弾力措置を講じます。

2. 弾力措置の内容

(1) 海技免許又は小型船舶操縦免許の申請

令和2年2月17日以降に行われる海技免許又は操縦免許の申請のうち、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年を超えているものについては、合格日から1年を経過する日に申請があったものとみなします。

(2) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の更新申請

令和2年2月17日以降に有効期間が満了する海技免状又は操縦免許証（以下「海技免状等」という。）の更新申請であって、更新期間を超えて行われるものについては、当該海技免状等の有効期間の満了日に申請があったものとみなします。

この場合において、海技免状更新講習又は操縦免許証更新講習により更新を行おうとする者に係る取扱いは、次のとおりです。

[更新講習関係]

- ① 現実の更新申請時において、更新講習の課程を修了した日から3月を超えているときは、海技免状等の有効期間の満了日に当該課程を修了したものと取り扱います。
- ② 海技免状等の有効期間内に更新講習の課程を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、当該海技免状等を打抜きの上、当該課程の受講予定日までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを当該海技免状等に添付します。
この場合、可能な限り速やかに更新講習を受講するようお願いいたします。
新たな海技免状等については、現実の更新申請後に交付します。
- ③ 海技免状等の有効期間内に更新講習の課程を修了できず、有効期間満了日の翌日以降、現実の更新申請までの間に当該課程を修了したときは、有効期間満了日に当該課程を修了したものと取り扱います。

(3) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の再交付申請

現実の再交付申請時において、海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習の課程を修了した日から3月を超えているときは、海技免状等の再交付申請日に当該課程を修了したものとして取り扱います。

(4) 海技試験の受験申請

令和2年2月定期試験、令和2年3月臨時海技試験又は令和2年4月定期試験の受験を申請した者のうち、試験科目の一部であっても当該試験を受験できなかった旨の申し出を受けたときは申請書類を返却します。

この場合において、当該申請書類（海技試験申請書を除く。）については、令和2年の海技試験に限り有効なものとしします。（例：手数料納付書、筆記試験科目免除証明書等）

なお、詳細その他ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡下さい。

連絡先：中部運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 電話：052-952-8027 FAX：052-952-8054
--